

リーなどから来た市民達の医療にかんする領土の基本原則適用の可能性, (b) ユーゴスラヴィアに留まる移住労働者の扶養家族への医療制度を改正する必要性, (c) 社会保険を提供する国のために家族給付の承認, (d) その他の諸問題である。

条約は基本原則だけを含むべきで、管理と組織にかんする詳細は、議定書と運営を規定した条約でカバーされるべきである。

現在、国際的な条約の適用は、ユーゴスラヴィア人の労働者に対する健康保険、健康保護、家族手当、疾病給付などの分野で最も基本的なものとされている。しかし、近い将来に、人びとは年金保険の分野の問題を予想するであろう。したがって、発達を必要とする組織的な手段を検討することが緊要である。

上述したすべて諸問題は、1972年6月に国会(*Skupština*)の医療・社会審議会によって採択された決議で取扱われている。本稿は移住労働者の社会保障について、将来の発達に楽観的な見解を容認している。

Neki aspekti socijalne sigurnosti radnika zaposlenih u instranstvu, Socijalna politika, No. 11 - 12, 1972, pp. 12 - 15 ;  
No. 19, 74/75.

## 老齢者の生活環境と 基本的ニーズ

**Jerzy Piotrowski (ポーランド)**

本稿には、老齢者の環境とニーズを取り上げて、それらの諸問題と対策が論述されている。

筆者は健康状態、家族、年金、社会的地位にかんする老齢者の特殊なニーズとともに、健康、労働能力、家族状態、労働、財産、および住宅事情にかんする老齢者の状況という観点で、老齢者の問題を検討している。その結果、かれは老齢者に対する社会保障制度という社会的制度の発達は、漸進的でなければならないという結論を示している。それらは各種の手段を運用した結果として具体化されるので、それらは短期間に実現できない。それらの手段は大別すれば、2つのグループに分けることができる。すなわち、それらは集団的な手段と個別的な手段である。集団的な手段は年金のような制度であるが、個別的な手段は、たとえば、医療のように個別的なニーズに焦点を絞ったものである。

これらの手段は各種の諸問題を含んでおり、それらの諸問題のうち、主要な1つは財政的なものである。社会は労働年齢を越えた人びとのために行なう国民所得の再分配を避けることができない。そのような移転は経済活動に従事していない人びとのために行なう負担とみなすこともできないし、また、老齢者達が勤労生活の過程で蓄積して、老齢になってから行なう延期された消費とみなすこともできない。

他の主要な問題は各人のもっている問題である。それは基本的なニーズを満

足させる意図をもつ各個人に配慮された社会的な保護の開発を必要とするようになる。もし効果と経済性の双方の観点からみるならば、そのような保護に含まれる決定的な要素はニーズの正しい識別と、活動の手段や方法の選択である。老齢者に対して、家庭もしくは施設で疾病時に提供する看護のようなサービスでさえも、高度な専門的責任をもつ有資格の労働者によって行なわれなければならない。

老齢者のもつ諸問題は個別的で、人びとによってそれぞれ異なる。生物学者によれば、医学の発達はより多くの若者により長い余命を与えるとともに、老齢に到達する人口を増加させることができるだろう。老齢者の寿命は延長させられる。科学および技術の急速な開発は、労働生産性を上昇させ、その結果、労働時間を減少させるようになるであろう。

「老齢」はより早く始まり、また、より長く続くことになり、ある期間は20年から40年になるであろう。これは総人口と比較すれば、労働から引退した以後の年齢の人数が増加することを予想させる。1970年に、ポーランドでは、男子で20-65歳、女子で20-60歳の人びとのうち、1,000人当り210人が労働年齢以上の人びとであった。2000年には、予測は生産年齢グループの1,000人に対して、労働年齢以上の人びとが267人であると予想している。2000年に男子と女子の年金年齢を5歳引下げるならば（訳注 現在の年金年齢は男子で65歳、女子で60歳）、その場合には、労働年齢の人びとの1,000人当りで、老齢な人びとは375人になるであろう。

労働年齢の人びとは、いずれも労働契約によって経済的活動をしている訳ではない。もしこれらの人びとが関連のある年齢グループの25%になるならば、その場合に、雇用されている人びとの1人当りで、雇用されていない人が1人になるであろう。

そのような予想が与えられるならば、これは「年金受給者」の定義が不適切なものになるという確信をもたらすことになる。つまり、受給資格をもつ人びとの人数は急速に増加し、かれらは比較的に労働能力を有するであろう。人びとはなんらかの妥当な環境では、かれらを老齢や高齢な人びとと考えることができなくなるだろう。これらの人びとの問題は、間もなく重大なものとなり、自然に一般的なものとなるであろう。つまり、それらはわれわれが老齢者の問題として参照するのに慣れている人びとのもっている問題と異なる問題に発展するだろう。

*Warunki zyjiove i podstatowe Potrzeby ludzi starych, Biuletyn IGS, No. 2, 1972 ; No. 55, '73/74.*

以上4編の「I S S A海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するI S S AのAdvisory Committee - 1967年10月 - による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)

